

登別市請負工事施行成績評定要領

第1 目的

この要領は、登別市が請負に付した建設工事（以下「請負工事」という。）に係る成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって請負業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

第2 評定の対象

評定は、登別市が入札等により実施する100万円以上の請負工事について行うものとする。ただし、担当部長が評定の必要がないと認めたものについては、評定を省略することができる。

第3 評定者

評定を行う者（以下「評定者」という。）は、工事監督員（登別市建設工事執行規則第14条第1項により指定された工事監督員をいう。以下同じ。）、担当主査等（前記、工事監督員を主査が担当する場合には組織体制に応じて担当グループ主幹等を評定者とする。以下同じ。）及び検査員（登別市建設工事執行規則第24条第1項により指定された検査員をいう。以下同じ。）とする。

第4 評定の方法

評定は、工事施行成績評定表（別記様式第1号。以下「評定表」という。）により、別に定める工事施行成績評定基準に基づき、請負工事ごとに行うものとする。

第5 評定表の提出等

- 1 評定は、工事監督員及び担当主査等にあつては、当該監督を行った請負工事が完成したとき、検査員にあつては、当該検査（跡請保証部分検査及び跡請保証部分修補工事完了検査を除く。）を行ったとき、それぞれ行うものとする。
- 2 評定者は、評定を行ったときは、速やかに評定表を作成し、契約担当者（登別市契約事務規則第2条第4号に規定するものをいう。以下同じ。）に提出するものとする。

第6 評定結果の通知

契約担当者は、評定者から請負工事完成時における評定表の提出があったときは、速やかに、その結果を別記様式第2—1号及び別記様式第2—2号により当該工事の請負人に通知するものとする。

第7 評定の修正

契約担当者は、第6の評定結果の通知をした後において、既に通知した評定結果を修正すべきと認める場合は、評定を修正し、その結果を別記様式第2—1号及び別記様式第2—2号により既に通知した評定結果とともに請負人に通知するものとする。

第8 説明請求等

- 1 第6及び第7の評定結果の通知を受けた者は、当該通知を受けた日から起算して14日（休日を含む。）以内に、通知を行った契約担当者に対して書面により、評定の内容について説明を求めることができる。
- 2 契約担当者は、1の説明を求められたときは、別記様式第3号により回答するものとする。
- 3 契約担当者は、前項の回答をする場合は、工事監督員及び検査員に意見を求めることとする。

附 則

この訓令は、平成11年 1月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年12月 1日から施行する。